

上尾市消防本部訓令第4号

消 防 本 部  
消防署（分署を含む。）

上尾市消防通信管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

上尾市消防長 中山 一 之

上尾市消防通信管理運用規程の一部を改正する訓令

上尾市消防通信管理運用規程（昭和59年上尾市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「ふくそう」を「混信」に改める。

第14条第1項中「指令する」を「指示する」に改め、同条第2項中「消防隊、救助隊及び救急隊」を「消防部隊（上尾市警防規程（令和3年上尾市消防本部訓令第6号）第11条第1項に規定する消防部隊をいう。）」に改める。

別表第1上尾市東消防署の部あげおしれい 1の項中「あげおしれい 1」を「あげおひがししれい 1」に改め、同表上尾市西消防署の部あげおにし 3の項中「あげおにし 3」を「あげおにししれい 1」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。